

## 商工観光課

### 甲州軍団出陣

甲州軍団の出陣が四月九日  
(土)甲府市内平和通り、舞鶴公園を中心に行われます。

都留市からは、都留市消防団宝分団のみなさんが、武田二十四将のうち智略抜群の勇将どうたわれ、赤一色の軍備をしたところから「赤備え」と呼ばれた、武田一番隊「飯

### 高齢者雇用奨励金支給制度を

#### ご存知ですか

高齢社会の急速な移行のもとで、社会参加を求めて、あるいは生計を目的として就労を希望する六十五歳以上の高齢者を常雇い(月十六日以上就労)として採用した企業に対し、次の要領で奨励金を交付します。

交付要件 六十五歳以上の就業事業主のみなさん!

### 労働保険料の申告納付を!!

昭和六十二年度確定保険料、昭和六十三年度概算保険料は、四月一日から五月十六日まで

期 日 五月二十六日(火)  
場 所 都留労働基準監督署  
(43)2195

## 福祉事務所

富兵部少輔虎昌隊を受け持ち、安田分団長を大将に総勢四十名の編成です。

当日は、市内大神宮にて出陣祈願をするため、谷村第一小学校を午後〇時三〇分に出発し、高尾町通りを中心市内をパレードした後、午後一時三〇分市役所前から甲府舞鶴城に集結するため進発いたします。

市民の皆様の御声援をよろしくお願ひいたします。

労希望者を常雇いとして採用し、奨励金交付期間経過後も引き続き雇う意志のある企業

支給期間 支給対象者を雇い入れた日の属する月から起算して十二カ月

奨励金 一人につき一ヶ月  
一円

問合先

商工観光課 (43)1111

に申告・納付して下さい。申告・納付が円滑に行われますように受理相談会を開催いたしますのでご利用下さい。

事業主のみなさん!

1、支給の目的 特別弔慰金は、戦後四十周年にあたって、国があらためて戦没者の遺族に対して、弔慰の意を表わすために支給されるものです。

### 2、支給の方法

特別弔慰金は、戦没者一人に対して、額面三十万円の国債で支給され、昭和六十一年から昭和七十年までの十年間にわたり毎年三万円づつ償還されます。

### 3、支給の条件

特別弔慰金をうけることができるのは、満洲事変(昭和六年九月十八日)以後の戦没者の遺族のうち、昭和六十一年四月一日現在において、公務扶助料遺族年金を受ける方がいたしますのでご利用下さい。

4、請求の期限

請求の期限は、昭和六十三年六月十三日です。

期限までに請求しませんと受給できなくなりますからご注意ください。

市では、今年も都留市視覚障害者協会に委託して、点字講習会を開催します。

期 日 4月21日(木)を初回として、毎月第三木曜日、午後七時三十分十九時まで、十二回開催

市福祉事務所 (43)1111

心配ごと相談所 からお知らせ

心配ごと相談所では、相談日(毎週金曜日)に来庁できません。電話相談も受け付けています。(43)1111

申込・問合先 福祉事務所内。

なお都合により、相談日以外に緊急に相談された方は、下記の相談員に電話、又は訪問してご相談下さい。

長田順子 上谷六丁目一番十八号 (43)3749  
三井喜榮 戸沢一、一七五 (43)3068

申込・問合先 都留市視覚障害者協会会長牛田守之 (43)3385

市福祉事務所 老人福祉係 (43)1111

児童手当は二人目の子どもから受けられます

児童手当は、昭和六十三年四月一日から、義務教育就学前の児童を含む十八才未満の子どもを二人以上養育している方に支給されます。

もう手続きはおすすめですか。



まだ手続きをしていない方は、市役所福祉事務所で手続きをして下さい。手続きをしないと手当は受けられません。

## 点字講習会

点字を覚えて、視覚障害者が福祉活動に参加してみませんか。